

平成 27 年 12 月 10 日

特定個人情報保護委員会事務局総務課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則（案）」等に対する意見について

平成 27 年 11 月 11 日付で意見募集のあった「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則（案）」および「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応についての一部を改正する件（告示案）」に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則(案)」に対する意見

項番	該当箇所	意見等	理由等
1	第3条第1項	「前条各号に掲げる事態が生じたときは、その事態に関する次に掲げる事項を個人情報保護委員会に報告するものとする。」とあるが、報告の際に利用する様式は、現行告示で定める「重大事案」に係る報告様式が改定されて利用することになるとの理解でよいか。また、その他報告方法または報告期限等の具体的な内容・基準があれば示していただきたい。	規定の内容の具体化のため。
2	第3条第2項、第3項	個人番号利用事務または個人番号関係事務の全部または一部の「委託を受けた者」、「委託を受けた者とみなされた者」および「委託をした者」のそれぞれの報告すべき者に対する報告方法または報告期限等の具体的な内容・基準があれば示されたい。	規定の内容の具体化のため。
3	第3条第3項 (委員会への報告フロー図)	貴委員会事務局から示された報告フローにおいて、「再々委託先で事態が発生した場合(規則第3条第3項)」は、再々委託先(丁)が発生した事案を委託先(乙)が認識しないかたちとなっているが、再々委託先(丁)で重大な事態が発生した場合、委託先(乙)が再々委託先(丁)や再委託先(丙)等に対して、当該事態の報告を求めること自体は妨げられないとの理解でよいか。	委託元(甲)に対する速報性という点で、再々委託先(丁)から委託元(甲)へ報告を行うこと自体は理解するものの、一般的な実務においては、再々委託先(丁)→再委託先(丙)→委託先(乙)→委託元(甲)といったフローで報告がなされることが多いため。

項番	該当箇所	意見等	理由等
4	第3条第3項	<p>個人番号利用事務または個人番号関係事務の全部または一部の委託および再委託がなされている場合において委託契約等により、再委託先から委託先、委託先から委託元への委託業務に関する報告フローが確立され、また貴委員会に重大事態の報告を行う者を関係者において予め定め、貴委員会に直ちに報告できる体制が整備されている場合においては、委託元による報告に限らず、予め報告を行う役割を担うと定めた者(委託先・再委託先等)が貴委員会へ報告することを許容していただきたい。</p> <p>また、上記のような情報共有・報告体制が構築されている場合、再委託先(再々委託先以降も含む)から直接委託元へ報告を行うフローだけでなく、委託先に報告を行い、委託先が委託元へ報告を行うといった直接の委託関係にもとづいた報告を行うフローを許容していただきたい。</p>	<p>信託銀行が行う年金業務や代行業務においては、再委託先で個人情報の漏えい事案等が発生した場合、委託先の立場になる信託銀行が委託元と再委託先の間に立ち、必要な情報連携を行うことで適切な対応を行っており、委託先である信託銀行が金融庁に報告を行っている。</p> <p>特定個人情報の重大事態等に際しても、再委託先等から信託銀行を通じて委託元に適切かつ迅速に情報共有がなされる体制が構築されており、当該当事者間において、事前に貴委員会への報告者を取り決めておくことで、委託元が報告を行う場合と同様の正確さ・スピード感が担保される場合には、委託元以外の委託先等が委託元に代わって貴委員会に報告したとしても、制度趣旨を大きく逸脱することはないと考えられるため。</p> <p>また、新たに、再委託先から委託元への報告フローを構築せずとも、個人情報の漏えい事案等と同様に、委託先である信託銀行を中心に当事者間で適切・迅速な情報共有が行えるものとするため(なお、本取扱いは委託元から貴委員会へ報告するフローを否定するものではなく、また委託元は、委託契約等により委託先等からの報告を受けてしかるべき対応を行うものと思料)。</p>

「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応についての一部を改正する件(告示案)」に対する意見

項番	該当箇所	意見	理由等
1	2. (1) 報告の方法	<p>「2. 本告示に基づく報告 (1)報告の方法」において、「ア. 」においては主務大臣のガイドライン等の規定に沿って報告するとあり、一方、「ウ. 」においては、「速やかに報告する」とある。</p> <p>上述の主務大臣のガイドラインの規定に沿って運用がなされている場合においては、「ウ. 」における報告時期も「ア. 」と同様の対応スピードとすることで問題ないとの理解でよいか。</p>	<p>告示に後述されている「(2)個人情報保護委員会への報告を要しない場合」に列挙されている各条件に合致するかの検証にも相応の期間を要することを勘案すれば、「速やかに」の解釈として、発生後翌日などの報告ではなく、従来の主務大臣のガイドラインの規定に沿って報告するために必要であった事象の概要などを最低限調査・確認するための時間が確保されるべきであると考えため。</p>
2	3. (2) 本告示に基づく報告	<p>現在、「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の報告要領について」により、「重大事案またはそのおそれのある事案が発覚した場合」は、FAXにより報告することになっているが、「3. 番号法第 28 条の 4 に規定する重大事態等に関する報告 (2)本告示に基づく報告」においては、その報告の方法等に指定はないとの理解でよいか。方法等に指定がある場合にはどのような方法によるものか示していただきたい。また、同報告における「直ちに」という趣旨を踏まえ、FAX以外の方法等(例えば、電話等での一報)は許容されるとの理解でよいか。</p>	<p>正確かつ確実な報告を実施するため、電話での一報を行い、双方向で状況を報告・確認することや、誤送信時の情報漏えいリスク軽減のためパスワードを付与したうえで、電子ファイルによる報告を行うことなどが多く、こうした現行の報告実務を踏まえたうえでの規定の内容の確認およびフローの具体化のため。</p>
3	-	<p>特定個人情報等の漏えい事案が発生した際の報告等に関する貴委員会の相談窓口を設置いただきたい。</p>	<p>報告を円滑に行うため。</p>

以上